

監査報告書

学校法人わかば学園
理事会・評議員会御中

私立学校法第37条第3項及び寄付行為第7条の規定により、令和3年度学校法人わかば学園の業務及び財産の状況について報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、令和4年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

令和 4 年 5 月 30 日

学校法人わかば学園

監事 佐々木 信明

監事 松尾 松尾 章弘

(注) 監事 佐々木 信明 氏 と 監事 松尾 章弘 氏 は
私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。